

平成四年(初)第二〇七五号 公式陳謝等請求事件

原告 朴 ■ 一ほか四九名

被告 国

第一準備書面

平成五年六月二二日

被告国指定代理人

野本 昌城



小卷 泰

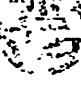





京都地方裁判所第一民事部 御中


江口 幹太 

塚本 伊平 

山口 芳子 

佐田 博司 

西谷 仁孝 

桂田 正孝 

糸井 博 

第一 請求の原因に対する認否

原告らが請求原因として主張する事実については、原告らの本訴請求の根拠が法的主張としてそれ自体理由のないものも多い（その詳細は次回以降に主張する。）とところから、本来認否の要をみない部分が多数あるが、被告は、本件事案の性質にかんがみ、本準備書面において、現時点までの調査に基づき裁判所の理解に資する限度において、以下のとおり認否を申す。

一 請求の原因第一の一について

1 1 について

(一) について

明治八年（一八七五年）にいわゆる江華島事件が起きたこと、日清戦争が同二七年（一八九四年）に勃発し、同二

八年（一九〇五年）に終了したこと、日露戦争が同三七年

(一九〇四年)に勃発し、同三八年(一九〇五年)に終了したこと、同年に我が国と韓国政府との間で「日韓協約」が調印されたこと、同協約一条に「日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本國ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ」と、二条に「日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フスルノ任ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス」と、さらに三条に「日本國政府ハ其代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監(レヂデントゼネラル)ヲ置ク統監ハ専ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲メ京城ニ駐在シ親シク韓國皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ

各開港場及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レ
チデント）ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ
從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ并ニ本
協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲メ必要トスヘキ一切ノ事務
ヲ掌理スヘシ」との文言があること、同四三年（一九一〇
年）八月二二日に我が國と韓國政府との間で「韓國併合ニ
關スル條約」が調印されたこと、同條約一條に「韓國皇帝
陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本
國皇帝陛下ニ讓與ス」との文言が存在すること及びいわゆ
る韓國併合に伴い朝鮮人が我が國の国籍を取得したことは
認める。

○ ○ について

いわゆる韓國併合後の統治形態が朝鮮總督府制であつた

こと、韓国内で土地調査事業が行われたこと及び大正八年（一九一九年）にいわゆる「三・一」独立運動が起こったことは認める

2 2 について

(一) について

昭和六年（一九三一年）にいわゆる満州事変が起こり、同一二年（一九三七年）にいわゆる蘆溝橋事件が勃発したことは認める。

(二) について

朝鮮民事令の第三次改正（昭和十四年一月一日制令第一九号・同一五年二月一日施行）により、朝鮮において氏の制度が創設されたことは認める。なお、右改正は、朝鮮在来の「姓」の制度を消滅させずに、明治三一年内地

民法（旧民法）にいう氏制度を依用して、朝鮮の家にその
称号である「氏」を新たに設定せしめ、同時に朝鮮人に内
地式の氏を称する途を開いたものであった。

曰 曰 について

昭和十三年（一九三八年）に国家総動員法が公布され、
同一四年（一九三九年）七月に国民徴用令（勅令第四五一
号）が施行（朝鮮においては同年一〇月施行）されたが、
朝鮮ではその全面的な発動を避け、同一六年（一九四一年）
に軍用員関係に適用され、同一九年（一九四四年）二月に
朝鮮内の重要工場、事業場の現員徴用が行われ、同年九月
以降朝鮮から日本内地へ送り出される労務者にも一般徴用
が実施されたこと及び同一四年（一九三九年）九月以降か

ら主張の「募集方式」が、石炭、鉾山、土建などの事業主が、まず府県長官あて許可申請書を提出し、当時労働行政を所管していた厚生省の査定認可を受け、次に朝鮮総督府の許可を受け、総督府の指定する地域で、自己の責任で労働者を募集することをいうのであれば認める。）、また、同一七年（一九四二年）二月からは官幹旋による動員が始まったことは認める。

なお、朝鮮からの日本内地への労働動員の形態は、①自由募集による動員（同一四年九月から同一七年一月まで）、②官幹旋・隊組織による動員（同一七年二月から同一九年八月まで）、③国民徴用令による動員（同一九年九月以降）であった。

①の自由募集による動員は、石炭、鉾山、土建などの事

業主が、まず府県長官あてに許可申請書を提出し、当時労働行政を所管していた厚生省の査定認可を受け、次に朝鮮総督府の許可を受け、総督府の指定する地域で、自己の責任で労務者を募集し、募集された労務者は雇用主等に引率されて集団的に渡航就労するものであった。

②の官斡旋・隊組織による動員とは、事業主が府県知事に雇用願を提出して承認を得た後、総督府に朝鮮人労務者斡旋申請書を提出し、総督府が、これを承認した場合、地域を決定して通牒し、さらに、道が、職業紹介所及び府、郡、島を通じて、邑、面にまで割当てを決定して、労務者を選定取りまとめさせるというものであった。また、送出しに当たっては、雇用主等が隊組織に編成された労務者を

引率渡航した。

④ ④について

(1) ①について

慰安所の管理に何らかの形で旧日本軍が関与していたことは認める。

(2) ②について

原告らの主張が昭和一四年（一九三九年）から朝鮮においても国民徴用令に基づく徴用が実施されていたという趣旨であるならば、右事実は否認する。なお、国民徴用令が施行されたのは同年七月であるが、朝鮮においては、その全面的な発動は当初避けられており、昭和一六年（一九四一年）以降に軍用員関係に対して適用されるようになり、同一九年（一九四四年）二月に朝鮮内の重要工場、專業場の現員徴用が行われ、同年九月以降、朝

鮮から内地へ送り出される労働者にも一般徴用が行われるようになったものである。

(3) について

昭和一三年（一九三八年）四月三日施行された「陸軍特別志願兵令」（同一三年二月二二日勅令第九五号）により戸籍法の適用を受けない者についても志願兵制度が実施されたこと及び同一八年（一九四三年）にいわゆる学徒動員が実施されたことは認める。

(4) について

昭和一七年（一九四二年）五月八日に行われた閣議で朝鮮における徴兵制実施の準備が決定され、同一八年（一九四三年）これを内容とする改正兵役法が帝国議会

こと及び昭和一九四年（一九四四年）以降、朝鮮において第一回及び第二回の各徴兵検査が実施されたことは認めらる。

(5) (5) について

英米人捕虜の監視業務を担当させられた朝鮮人軍属のうちには、戦後 B C 級戦犯として処刑されたものがいたことは認める。

二 請求の原因第一の二について

認否を留保する。

三 請求の原因第一の三について

1 冒頭部分及び 1 ないし 3 について認否を留保する。

2 4 について

(一) (一) について

昭和二六年（一九五一年）我が国が連合国との間で「日本国との平和条約」に署名し、同条約が同二七年（一九五二年）四月二八日に発効したことは認める。原告ら主張の各国及び地域と我が国との間に協定等が締結されたこと及びラオス、カンボディア、マレーシア、シンガポール、韓国、ミクロネシア地域には、戦後、無償援助等経済協力を行ったことは認める。

なお、右協定等は次のとおりである。

- ① ミヤンマーとの間には、昭和二九年（一九五四年）一月五日、「日本国とビルマ連邦との間の平和条約」及び「日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定」に署名し、我が国はこれに基づき賠償及び経済協力を行った。

② フィリピンとの間では、同三一年（一九五六年）五月九日「日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定」に署名し、我が国はこれに基づき賠償を行った。

③ インドネシアとの間では、同三三年（一九五八年）一月二〇日「日本国とインドネシア共和国との間の平和条約」及び「日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」に署名し、我が国はこれに基づき賠償を行った。

④ ヴィエトナム共和国（いわゆる南ベトナム）の間では、同三四年（一九五九年）五月一三日に「日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定」に署名し、我が国はこれに基づき賠償を行った。

⑤ タイについては、同三〇年（一九五五年）七月九日

に「特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定」に署名し、同三七年（一九六二年）一月三十一日に「特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定」が締結された。また、我が国では宮澤内閣総理大臣が平成五年（一九九三年）一月一六日のバンコックにおける政策演説及び同月二四日の国会における施政方針演説において、過去の問題について、反省と遺憾の意の表明を行っているところである。

○ ○ について

昭和二七年（一九五二年）四月三〇日制定の戦傷病者戦没者遺族等援護法から同六三年（一九八八年）制定の平和祈念事業特別基金等に関する法律に至る一三のいわゆる戦

争犠牲者援護立法が制定され、そのうちの一部にいわゆる
国籍条項の明文規定が存在することは認める。

(三) (三)について

争う。

四 請求の原因第二の二について

争う。

五 請求の原因第二の二について

1 1について

我が国が、昭和二〇年（一九四五年）ポツダム宣言を受諾
したこと、同二一年（一九四六年）一月三日に日本国憲法
が公布されたこと及びカイロ宣言には原告ら引用の記述とお
おむね同様の記述があることは認めるが、その余は争う。

なお、カイロ宣言には「第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ

日本國ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト」、「滿州、臺灣及澎湖島ノ如キ日本國ガ中國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコト」、「日本國ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本國ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラレベシ」、「朝鮮ノ人民ノ奴隸狀態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシム」と規定されてゐる。

2 2 について

日本國憲法前文及び九條に原告ら主張の記述があることは認めらる。

憲法に右記述が存在することから直ちに、憲法が我が國政府に他國の人民個人々々人に対して謝罪と賠償をすべき具體的義務を負わせているのであるとする点は争う。

また、原告ら主張の最高裁判所判決が、原告ら主張のとおり判示していることは認めるが、同判決は、原爆に被爆した事実と原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の趣旨から導き出されたものであって、原告ら主張のような謝罪と賠償の義務を肯定するものではない。憲法には我が国政府が他国の人民個人々人に対して損害賠償責任を負担する旨の具体的な規定は存在しないのであるから、原告らの右主張は理由がない。

3 3 について（ただし、前記三1の認否留保に係る部分を除く。）

争う。

日本国憲法前文は道義的責任を規定したものにすぎず、具体的義務を規定したのではないから、原告らの主張は理由がない。

4 4 について

本件浮島丸沈没事件の発生した時期が日本国憲法制定及び
国家賠償法制定以前であることは認めるが、その余は争う。

5 5 について

認否を留保する。

6 6 について

争う。

六 請求の原因第二の三について

1 1 について

第一段落については認めるが、その余は争う。

2 3 について

争う。

3 4 について

認否を留保する。

4 5 について

争う

七 請求の原因第二の四について

認否を留保する。

八 請求の原因第二の五について

争う。

九 請求の原因第二の六（訴状では、五と記載されているが、六

の誤りと思われる。）について

争う。

一〇 請求の原因第三について

認否を留保する。

第二 求釈明

一 原告らは、本件金員請求及び謝罪請求の根拠（訴訟物）として、①国家賠償法の類推適用による請求、②明治憲法二七条に基づき損失補償請求、③契約関係に基づき損害賠償請求、④立法の不作為による国家賠償請求を挙げる（訴状二九ページ）が、右各請求の併合形態を明らかにされたい。

二 被告が所持する浮島丸沈没の被害者たる者に関する資料において、日本名のみが記載されていることから、原告らがかつて使用していた日本名があれば、それを明らかにされたい。